令和5年10月13日広島県教育委員会

教職員の懲戒処分について

令和5年10月13日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
世日市市立 四季が丘中学校 教諭 ^{みやもと} りゅうた 宮本 竜太 (35 歳)	懲戒免職	令和5年1月13日(金)から14日(土)にかけて、 広島市内の宿泊施設において、被害少女に対し、被害少女が18歳未満であることを知りながら、広島県青少年 健全育成条例及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の 規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に違反す る行為を行い、同年9月12日(火)に逮捕され、同年 9月29日(金)に罰金70万円の略式命令を受けた。 このことは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防 止等に関する法律に違反し、教育公務員としての職の信 用を著しく損なう重大な非違行為であり、信用失墜行為 の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反す る。

※ 上記の中学校長については、所属職員に対する指導・監督が不十分であったため、厳重注意 の措置を講ずるよう、令和5年10月13日付けで廿日市市教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 春田 修治

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp